取引業者登録制度の登録申請について(一般部門)

1. 取引資格について

2018年4月1日より、当機構との契約業者等は原則として『入札参加資格者名簿に登載された者』としております。

つきましては、当機構の契約業者として、入札参加資格登録を希望される場合は下記のとおり申請手続きを行ってください。

2. 取引資格審査申請ができない者

次のいずれかに該当する者は、取引業者資格審査の申請ができません。

- (1) 契約規程第2条の2第1項の規定に該当する業者(※)
 - ※ ・ 当該競争に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 破産者で復権を得ない者
 - ・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77項)第32条第1項 格号に掲げる者
- (2) 営業に関し、法律上登録又は許認可が必要な場合において、その登録又は許認可を受けていない者、及び登録又は許認可を取り消された者
- (3) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 国税を滞納している者

3. 入札参加資格の有効期間

有効期間 認定日、又は基準認定年から 2029 年 3 月 31 日まで (登録有効期間:3年間)

4. 受付時間及び受付場所(※土日祝日を除く)

受付時間	午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)		
受付場所	加古川中央市民病院 3階 企画総務部 郵送可 ※必ず『入札参加資格申請書(一般部門) 在中』と記載してください		

5.提出書類(下記の順に提出してください)

○:必須、△:該当者のみ提出、×:提出不要

No.	提出書類		法人	個人
1	入札参加資格審查申請書(一般1~一般3)			0
2	誓約書 (一般4)			0
3	営業に必要な登録又は許認可証明書の写し			\triangle
4	印鑑登録証明(※コピー不可)			0
5	履歴事項全部証明書 (コピー可) ※注1 【申請場所】法務局			×
6	代表者の住民票抄本(コピー可) ※注1【申請場所】住所地の市町村			0
7	代表者の身分証明書(コピー可)※注1【申請場所】本籍地の市町村			△ ※注2
8	国税 -	納税証明書(その3の3)(コピー可) <mark>※注1【申請場所】所轄税務署</mark> □課税なしの場合も必要	0	×
		納税証明書(その3の2)(コピー可) <mark>※注1</mark> 【申請場所】所轄税務署 □課税なしの場合も必要	×	0
9	9 組合員名簿(任意様式)			×

- ※注1 No.3~8の書類は、必ず<u>申請日から3カ月以内に発行された</u>証明書を提出してください。 発行日の古い証明書を提出された場合は受付できませんのでご注意ください。
- ※注2 外国人の方は提出不要です。
- ※注3 協同組合のみ提出要です。